

「表紙共19枚」

令和7年6月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年7月8日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
5番 河津祐二	14番 横田秀喜
6番 川良澄子	15番 川津清則
8番 湯浅正徳	16番 井上俊勝
9番 樋口虎喜	17番 財津満寿光
10番 高瀬義徳	18番 梶原真悟
	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則

6 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 7月調査委員の選任について

[追加議案]

第8号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 第2回 役員会報告

(2) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 5番 河津祐二 委員

(農地利用最適化推進委員) 日田・五和区域担当 末武正則 委員

(3) 7月現地調査

[日時] 7月24日(火) 午前9時～ *調査委員

(4) ウーマンアグリネットおおいだ通常総会

[日時] 7月25日(金) 午後1時30分～ [会場] 別府豊泉荘(別府市) *女性委員4名

(5) 7月調査委員会

[日時] 7月29日(火) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(6) 令和7年度上半期農業者年金業務推進検討会

[日時] 8月1日(金) 午後3時～ *農業者年金加入推進部長・事務局長・事務局担当

(7) 7月定例総会

[日時] 8月8日(金) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(8) 行事日程

7月22日(火) 大分県農業会議 常設審議委員会(大分市) *会長

(9) その他

- ・6月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・6月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、全員お揃いですので、ただいまより、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、穴井農業委員から欠席の連絡をいただいております。日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前に、お断りさせていただきます。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長の指名した後に発言をされるよう、お願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これより会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。大変お疲れ様でございます。暑い中です。出席、誠にありがとうございます。</p> <p>また、水稻農家におきましては、田植えも終わり一息つかれておるとこだと思います。</p> <p>また、参議院議員選挙が始まっておりますが、是非とも、投票の方に行っていただきたいと思います。各党とも、「農業の所得向上」を掲げておりますので、静観をしてみたいと思います。</p> <p>暑い中でございますので、なるべく早めに終了したいと思います。</p> <p>それでは着座いたしまして、議事を進行して参ります。</p> <p>それでは、会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、私の方から指名させていただきます。 議事録署名委員です。9番 樋口虎喜委員、10番 高瀬義徳委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それから、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。 議案訂正はございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、ここで、事務局より、追加議案・議案第8号を提出したいとのことです。 あわせて、その追加議案より、先に審議をお願いしたいとのことですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、事務局は追加議案を配布してください。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(追加議案配布)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。 皆さん、追加議案の資料は、手元に届きましたでしょうか。よろしいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、本日は追加議案を、先に審議していただきたいと思います。 議案第8号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任についてです。 本議案は、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則 第11条及び第13条に基づくものでございまして、農地利用最適化推進委員選考委員会の報告という事になります。 選考の経過は、事務局から説明してもらいます。それでは、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。それでは、この度の農地利用最適化推進委員の選考の経過について、ご説明いたします。 前回の定例総会にて、辞任の同意をいただきました中川区域の農地利用最適化推進委員の欠員補充につきましては、6月10日から7月7日までの間、募集しておりました。 その結果をもって、本日、日田市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱に基づき、欠員補充に伴う農地利用最適化推進委員に関する選考委員会を開催いたしました。 なお、選考委員は、同設置要綱第3条の規定により、会長・副会長・役員・事務局長が選考委員となります。なお、選考委員会は、同設置要綱第6条第3項の規定により、過半数の出席がありましたので成立いたしております。 会議の中で、同設置要綱第2条に規定する所掌事務について確認いたしております。まず1点目、農業委員会の求めに応じ、合意によって推進委員の候補者の選考を行い、農業委員会に報告すること。2点目は、候補者の選考にあたっては、当該者の書面審査のほか、必要に応じて、面接その他委員長が適当と認める方法により審査を行うことを再確認いたしました。 次に公募の状況についてですが、この度の公募期間に受け付けた方は、議案書にあります高浪博文氏のお一方のみで、団体推薦でございました。 選考委員会におきまして、高浪氏が、農業委員会に関する法律第18条第4項による欠格条件、破産開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられたものには該当しないこと、また市内在住であることから、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第4条第1項の住所要件に該当すること、そして提出書類から、農業委員会等に関する法律第17条にあります農地等の利用の最適化の</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>推進に熱意と識見を有するものであることがうかがえるという3点の資格要件について確認していただきました。</p> <p>選考の経過の説明は、以上です。</p> <p>それでは、候補者の選考結果について、報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>選考委員会を代表いたしまして、選考結果をご報告いたします。</p> <p>先ほど、事務局の説明がありましたとおり、高浪氏につきましては、農地利用最適化推進委員の資格要件をすべて満たしていることが確認されました。</p> <p>早速、候補者の選考を行いました。</p> <p>高浪氏は、本人も認定農業者として地域で20年以上農業を経営され、同時に団体の構成員としても、農地の利用地の集積等に努めていることが確認されましたので、全員一致で高浪氏を候補者として決定したものでございます。</p> <p>選考委員会からは以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは質問を受けたいと思います。</p> <p>何か質問はございますか。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは採決に移りたいと思います。</p> <p>中川区域の推進委員に、高浪博文氏を選任することに、ご賛同していただける農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p>

	<p>(全員挙手)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。 それでは、議案第8号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり承認いたします。 なお、高浪氏の任期につきましては、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第13条第2項によりまして、前任者の残任期間となりますことから、本日の委嘱状の交付後から令和8年7月19日までとなります。 以上でございます。</p> <p>それでは、議案第1号からの審議に移りたいと思います。 今回の調査委員は、3番 飯田隆委員、17番 財津満寿光委員、18番 梶原真悟委員の3名の方でございました。 調査委員長は、17番の財津満寿光委員にお願いしたいと思います。</p> <p>はい、それでは財津委員、一言、調査委員長といたしまして、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>はい。皆さん、こんにちは。17番の財津です。 先月の24日にですね、3番 飯田隆委員、18番の梶原真悟委員、それから事務局2名と、現地を見て回りました。 慎重審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、3件でございます。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は3件申請がありました。番号38、上津江町上野田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,488㎡です。譲渡人は大分市の〇さん、譲受人は上津江町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農で樹園地として管理したい、との申請です。</p> <p>場所の説明に行きます。県道天瀬阿蘇線を株式会社オートポリスさん方面に進みました西雉谷地区付近の赤い丸のところが発見になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>続いて番号39、大字上野〇他四筆、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計2,576㎡です。譲渡人は誠和町の〇さん、譲受人は上野町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道210号 日田バイパスを日田市上野浄水場方面に進みました赤い丸のところが発見になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、写真を3方向に分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。</p> <p>続いて番号40、大字渡里〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積795㎡です。譲渡人は清岸寺町の〇さん、譲受人は日ノ隈町の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道210号 玉川バイパスを日田消防署方面に進みました赤い丸のところが発見になります。航空写真です。拡大した航空写真です。譲受人の〇さんは、こちらが〇になりまして、ここをご夫婦で経営されておりますので、こちらの方は、その時に耕作しようということを確認しております。字図です。現地の写真になります。</p> <p>3条は以上になります。</p>
-----------------------	--

<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p>
	<p>はい、現地を見たところ、特に異常は無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1頁目、農地法第3条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>私からは以上です。</p>
	<p>ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。</p>
	<p>皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありませんか。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>推進委員の諫山です。</p>
	<p>39番ですが、39番の譲受人が81歳の高齢の方ですけど、例えば家族、あと後継者がいるのかとか、やっぱり、そういうのが、今までも、ずっとこういうのが、高齢のために譲り渡したい、そして譲り受ける人</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>も、もうかなりの高齢いう事案が多いんですけど、結局、あと何年されるか判らないんですけど、次の人が、後継人が、いるのか、とか、そういうのも、やっぱりひとつ問題になるんじゃないかなあとと思います。その辺の話は出来てるんでしょうか。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。議案書にもありますとおり、〇さんのご夫婦と、息子のお嫁さんの3人で経営することは、確認取れております。</p> <p>今後の経営も3人でされるということは、確認しております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>若い人も、居るわけですか。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。農業従事者が、男性1名・女性2名になっておりますが、〇様の息子さんのお嫁さんが、もう中心にやられてらまして、木ノ花ガルデン等に産直も出しているということで、確認が取れております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員、よろしいですか。</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>わかりました。 こういう事案が出た時というのは、出来れば高齢の方が後を受ける時は、やっぱり、その後継者なりの意識というのを、意向調査を、やっぱり一緒にしてもらった方がいいと思います。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。貴重なご意見ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございますか。よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、無かったら、この点つきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
	<p>ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
	<p>ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案を原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。私から、議案書3頁になります、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。今月は1件の申請が出ています。</p> <p>番号12、申請地は大字庄手〇の第3種農地です。地目は、登記簿・現況ともに田です。面積は141㎡です。</p> <p>申請人は日ノ隈町の〇さんです。申請理由は、申請地を貸駐車場用地として造成し使用したいとのことです。</p> <p>場所の説明です。国道212号玉川バイパス日ノ隈交差点から、浄明寺橋手前を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。申請地に隣接している所有者が古民家カフェを経営するにあたり、駐車場として貸し出すとのことです。次に利用計画図になります。</p> <p>以上、4条は1件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>はい。この案件についてです。 特に問題は無いと思われます。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の2頁から3頁が農地法第4条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、4条は1件でございました。 何か、これに対して質問等ございますか。解らないこととか、聞いておきたいことがあったら、挙手をしてお願いいたします。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題は無いというような意向で ございます。 無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項及び第6項各号には 該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして4頁です。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。 事務局は、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書4頁になります。議案第3号 農地法第5条についてです。今月は7件申請がありました。番号32、申請地は大字石井○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は153㎡です。</p> <p>譲渡人は石井町一丁目の○さんです。譲受人は石井町一丁目の○さんです。申請理由は自宅駐車場用地として造成したいとのことです。</p> <p>場所の説明です。五和振興センターを市立石井小学校方面に進んだ途中にある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが土地利用計画図になっております。</p> <p>続きまして番号33、申請地は大字石井○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は364㎡です。</p> <p>譲渡人は3名共有で、石井町三丁目の○さん、天神町の○さん、北九州市にお住まいの○さんです。譲受人は石井町一丁目の○さんです。申請理由は住宅用地として造成し販売したいとのことです。</p> <p>場所の説明です。石井町交差点から西に200mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>続いて番号34、申請地は大字川下○の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 畑です。面積は350</p>

m²です。

譲渡人は亀川町の○さんです。譲受人は石井町一丁目の○さんです。申請理由は、自社で使用する資材置き場用地として使用したいとのことです。

場所の説明です。国道210号を久留米方面に進み、白手橋手前から日田市清掃センター方面に向かう途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが利用計画図になります。

続いて番号35、申請地は上津江町上野田○ほか一筆の第2種農地です。地目は二筆ともに登記簿・現況畑です。二筆の合計面積は1,837 m²です。

譲渡人は大分市にお住まいの○さんです。譲受人は上津江町上野田の○さんです。申請理由は椎茸栽培に使用するクヌギを植林するため、植林用地として使用するとのことです。

場所の説明です。県道天瀬阿蘇線沿いにある雉谷簡易郵便局を西に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いので写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。土地の一部に防火水槽がありますが、約60年前から農業用水として使用するためのものとして設置しており、昭和51年に上津江村役場から防火水槽としても使用させて欲しいと話があったため、当時から農業用水の貯め池及び防火水槽として使用しております。こちらが利用計画図になります。

次に番号36、申請地は大字有田○の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 畑です。面積は215 m²です。

譲渡人は福岡市にお住まいの○さんです。譲受人は愛知県にお住まいの○さんです。申請理由は、高齢かつ遠方に住んでおり、維持管理ができないため、隣接している住宅所有者へ譲り渡し、住宅用駐車場用地として使用するとのことです。また、譲受人のご兄弟が、現在隣接している住宅に住んでおり、駐車場として譲受人がご兄弟へ貸し出すとのことです。

場所の説明です。大分自動車道下に通っております市道三池有田線の中尾町方面に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが利用計画図

<p>調査委員長 (財津満寿光)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>になります。</p> <p>続いて番号 37、申請地は大字高瀬○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 214 m²です。</p> <p>譲渡人は高瀬本町の○さんです。譲受人は高瀬本町の○さんです。申請理由は、譲渡人が所有している○から分筆した○に、譲受人が専用住宅を新築するためです。</p> <p>場所の説明です。日田市立高瀬こども園から市道中溝線を高瀬小学校方面に進んだ途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが利用計画図になっております。</p> <p>続いて番号 38、申請地は大字北豆田○ほか二筆の第3種農地です。地目は三筆ともに登記簿 田、現況畑です。三筆の合計面積は 1,412 m²です。</p> <p>譲渡人は石松町の○さんです。申請理由は、資材置き場用地として使用するためです。</p> <p>場所の説明です。日田市アオーゼ横の県道日田玖珠線を水目町方面に進んだ途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を 2 枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。こちらが利用計画図となっております。</p> <p>以上、5条は7件となります。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。この5条の案件も、特に問題は無いと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の4頁から5頁が、農地法第5条についてになってい</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ます。すべてに該当しないことが条件です。 以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明にあるようにですね、また調査委員長の説明にあるように問題が無いという意向でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。 ありませんか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、9番樋口です。</p> <p>38番ですけど、最後ですね、面積が1,000㎡以上超えております。</p> <p>1,000㎡を超えておりますので、市の開発協議が要るんじゃないかなと思ってるんですが、申請理由の中にありませんけど、その点についてお答えいただければと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 こちらは、議案書に載せていないだけで開発協議は済んでおります。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、わかりました。 今から書いておいてもらいたいと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>大変申し訳ございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。 よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂だけの推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長の終了でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>皆さん、ありがとうございました。 一言ですね、昨今、米の高騰が謳われています。</p> <p>もう2ヶ月もすると新米が出来て、また、どうなるか、微妙なところですけど、私が言いたいのはですね、なるべく米を、少しでも高く、売ってほしいなど。ずっと8,000円程度で購入をしていた方が、大変だと、そういう風に思いますけど、8,000円じゃ、もう、とてもじゃないけど採算に合うはずもないので、少しでもね、知り合いとか、親戚とか、購入されてる方が多いと思うんですけど。言い辛いとは思いますが、そこを頑張って、何とか30キロあたり、最低でも1万1,000円とか1万2,000円ぐらいで売っていただきたいなと思います。</p> <p>そうすることによってですね、少し耕作放棄地の防止にも繋がっていくんじゃないかという風に考えておりますので、少しでも高く売りましょう皆さん。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。お疲れ様でした。</p> <p>はい。続きまして8頁です。</p> <p>議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見についてでございます。新規 37 件、再設定 0 件、所有権移転 0 件、中間保有 0 件、配分替え 1 件でございます。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは、事務局の方から、まず議案書の変更について説明をさせていただければと思います。</p> <p>今回、議案書と一緒に送りました6月19日開催の「役員会報告」の方にも書かせていただいているんですけども、農地中間管理事業に係る議案に関しましては、これまで農地の所有者である貸し手と、実際に耕作する借り手の方が別の表になっておりました。つまり別の頁で表記されておりましたので、内容を確認し難い状況がありました。</p> <p>それで、役員会の方で協議させていただきまして、今回の議案書より、今、皆さまがお持ちの議案書の中に記載されてるように、借り手の方が行う耕作が、どの貸し手の農地であるか、というのが見えるような形で表記させていただいております。</p> <p>同じように、報告案件の方の2番目にあります農地中間管理事業の報告の方に関しましても、今回、変更させていただいております。</p> <p>今後は、こういう形で、見やすい形で、議案を作成したいと思いますので、どうぞよろしく願います。</p> <p>では、担当の方から説明を行います。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。それでは、議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、ご説明を申し上げます。</p> <p>今回は、令和7年9月1日より、農地中間管理権の設定を行う予定の案件につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案集では8頁から12頁、新規が37件、配分替え1件の合計38件となっております。</p> <p>なお、先ほど今田総括の方からもございましたとおり、今回から議案の様式を変更いたしました。その農地の受け手と出し手を横に一体で見られるように配置をしたところでございます。</p> <p>ひとつ見方の一例といたしまして申し上げますと、表の左側の167・168番、有田にお住まいの○さんが、○さんと○さんが所有する畑、大字北豆田○番地1,298㎡と、○番地1700㎡を、それぞれ令和7年9月1日から10年間、使用貸借で農地中間管理事業により借り受けるということを表示したものでございます。</p> <p>なお170番の賃料のところのところには金額が入っております。この案件につきましては、一反当たり7,000円で、面積換算をすると1万2,439円になる、というような見方をさせていただければという風に思っております。</p> <p>事務局の方から説明は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>この中に議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。</p> <p>2番 中島浩司委員と16番の井上俊勝委員のお二方です。</p> <p>(中島浩司委員・井上俊勝委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは退室していただきましたお二方を先にしたいと思います。</p> <p>2番 中島浩司委員、8頁、No.170です。借り手 有限会社中島農場。</p> <p>16番 井上俊勝委員、8頁のNo.171です。借り手 井上俊勝になっております。</p> <p>この2件につきまして、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、承認いたします。 入室をお願いします。</p>
	<p>(中島浩司委員・井上俊勝委員入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条 第3項の規定により、「農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聴く」ということになっております。</p>
	<p>それでは、委員の方々のそれぞれエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。意見があれば挙手をして、ご発言願いたいと思います。</p>
	<p>よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。よろしいということですので、それでは、この件につきましては、「意見なし」で回答したいと思います。</p>
	<p>はい。続きまして13頁です。議案第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、6件でございます。除外4件、編入2件です。</p>
	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。議案第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について申し上げます。</p>
	<p>本件は、農業振興地域整備計画の策定や変更を行うに当たりまして、市長、所管でいうと農業振興課にな</p>

りますけれども、そちらから、農業委員会の意見を求められているものでございます。

議案集では13頁、内容といたしましては除外が4件、編入2件の合わせて6件となっております。

それでは、順にご説明をいたします。

1番、中津江村栃野〇、地目は登記簿では畑でございますけれども、現況は雑種地となっており、面積は593㎡でございます。

申請人は日田市小迫町の〇さんで、駐車場として使用したいとのことでございます。

スライドをお願いいたします。場所の説明をいたします。中津江村栃野の国道387号及び442号にあります栃野交差点、奥平医院東側の赤く囲ったところになります。航空写真です。拡大した航空写真になります。字図です。そして現地の写真になります。

本件は令和4年の豪雨災害で土砂が流出をいたしまして、農地としてではなく、駐車場として復旧をし、すでに隣接する事業者の方に駐車場として貸し付けられていることから、追認による除外申請があったものでございます。

2番にいきます。上津江町上野田〇、地目は登記簿・現況ともに畑で、地積は207㎡となっております。

申請人は大分市種具の〇さんで、山林として管理したいとのことでございます。スライドの方、お願いいたします。

場所の説明でございます。主要地方道天瀬阿蘇線を雉谷簡易郵便局から北西に入ったところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

今後売却の予定でありまして、譲受人がクヌギの植林を計画しているとのことで、それに伴う除外申請があったものでございます。

3番にいきます。大字小野〇、〇、〇、〇の四筆、地目は登記簿では山林、現況は樹園地で、地積は四筆合わせまして、1万3,972㎡となっております。

申請人は、日田市日ノ隈町の〇さんで、山林として管理したいとのことでございます。

場所を説明いたします。県道宝珠山日田線沿いにある小野振興センターの手前、消防分団第4番格納倉庫から東に入ったところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になりま

す。

以前は梨の栽培をしていたところに、今後は植林を計画しているとのことで、それに伴う除外申請があったものでございます。

4番にいきます。大字小野〇、地目は登記簿では山林、現況は樹園地で、地積が5,106㎡となっております。

申請人は福岡県筑紫野市の〇さんで、山林として管理したいとのことでございます。

場所は先ほど説明いたしました3番の隣接地となっております。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真となっております。

続きまして5番にいきます。上津江町川原〇ほか二筆でございます。〇、〇でございます。地目は登記簿・現況ともに田で、三筆の合計面積は1,562㎡でございます。

申請人は福岡県福岡市の〇さんで、現在、田として利用しておりまして、この編入申請を行うことで、中山間地直接支払交付金の対象農地とするための申請でございます。

場所の説明をいたします。上津江町の県道天瀬阿蘇線から県道712号を西に進んだ赤い丸で示したところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。いくつかに分けております。まず〇、〇、そして〇でございます。

最後に6番にいきます。大字有田〇、〇、〇、〇の合わせて四筆で、現況はすべて農業用施設でございますけれども、登記簿上では、〇は山林、〇は雑種地、〇と〇は宅地となっております。四筆の合計面積は2,133.82㎡でございます。

申請人は日田市中尾町の〇さんでございます。隣接する畜舎の一部となっております。今後も農業用施設用地として利用するための編入申請でございます。

場所を説明いたします。中尾町の主要地方道日田玖珠線と大分自動車道に挟まれている赤い丸を示したところでございます。航空写真です。拡大した航空写真になります。字図です。現地の写真になります。まず、これが〇と〇。そして、こちらが〇と〇ということになります。

それでは、以上の案件につきましては、各地区の担当推進委員さんに現地確認をしていただきましたの

<p>推進委員 (石川元和)</p>	<p>で、それぞれご意見をいただきたいと思います。 まず番号でいきますと、1番・2番・5番につきまして、上津江・中津江地区担当の石川推進委員にご意見をいただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>上・中津江地域担当の石川です。 1番・2番・5番につきましては、先月25日、会長他事務局3名と現地調査にまいりました。 問題は無いと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>それでは、続きまして3番・4番につきまして、三花・小野地区担当の諫山推進委員にご意見をいただきます。</p> <p>はい。推進委員の諫山です。 3番と4番は同じ場所なのですが、元が果樹園で、その後の利用で、植林して、山としての管理をする、それ以外はないかなと思いますので、問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>それでは6番につきまして、西有田地区担当の中嶋推進委員にご意見をいただきます。</p> <p>はい。西有田地区の中嶋です。 同じく25日の日に、会長と事務局の方と、見させていただきました。</p>

<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>特に問題は無いと思いますよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上が、日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についての説明となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>議案第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、6件でございます。除外4件、編入2件の6件でございました。これにつきまして、何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、よろしいということなので、日田市農業振興地域整備計画の変更については、妥当との意見でよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは意見を返したいと思います。</p> <p>続きまして14頁です。議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、6件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは、議案書14頁、議案第6号 現況証明書の発行についてです。今月は6件の申請がありました。</p>

番号 29、天瀬町合田〇で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は 2,774 m²です。
申請人は天瀬町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。
場所ですが、国道 210 号から市道滝ノ堂線を旧丸山小学校方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を 2 つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。雑木等が生育した状況が確認できました。
発行基準 4 森林の様相を呈しているなど農地を復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。
続きまして番号 30、前津江町大野〇で、地目は、登記簿が田、現況は山林、面積は 713 m²です。
申請人は前津江町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。
場所ですが、県道日田鹿本線を前津江振興局から少し進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を 2 つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。近景から撮りました写真方向②の写真です。植林された状況が確認できました。
発行基準 5 既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後 20 年以上経過しているなど各種要件を満たしているものに該当するものです。
続いて番号 31、前津江町大野〇で、地目は、登記簿が田、現況は牧場、面積は 1,442 m²です。
申請人は、前津江町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。
場所ですが、県道日田鹿本線を前津江振興局方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、写真を 3 方向から撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真になります。農業用倉庫、牛舎等が確認できました。
発行基準 5 既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後 20 年以上経過していることなど各種要件を満たしているものに該当するものです。
続いて番号 32、大字庄手〇で、地目は、登記簿が田、現況は宅地、面積は 264 m²です。
申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許

可証を紛失したためです。

場所ですが、市道日ノ出亀川線を三隈中学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。専用住宅が建設されていることが確認できました。

申請地は、平成7年9月4日 日田局農振第40-8号で、5条許可を受けたものです。

発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号33、大字上野〇で、地目は、登記簿が田、現況は宅地、面積は278㎡です。

申請人は石井町二丁目の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。

場所ですが、県道小畑日田線を大分友愛病院さん方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。専用住宅が確認できました。

申請地は、昭和42年2月16日 指令第481号で、5条許可を受けたものです。

発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号34、大字庄手〇ほか二筆で、地目は、登記簿が田、現況は宅地、面積は合計1,778㎡です。

申請人は日ノ隈町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ、地目を整理するためです。

場所ですが、玉川バイパスを日ノ隈交差点方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。場所が広いので、写真を4つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。反対側から取りました写真方向④の写真になります。専用住宅が確認できました。

申請地は、〇が平成19年10月31日 西局農振第5-39号で5条許可、〇が昭和43年6月10日 指令番号3344号で4条許可、〇が平成5年10月5日 農企第4-230で4条許可を受けたものになります。

発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され非農地化した土地に該当するものです。

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんから、ご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>29番、五馬地区の音成委員お願ひします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。29番ですけれども、もう、写真で見たとおり、山の上の方でもう、雑木などが茂っているの、やむを得ないかと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
<p>推進委員 (佐藤 学)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて30番・31番を前津江地区担当の佐藤委員、お願ひします。</p> <p>はい。</p> <p>30番ですが、もう荒れておりまして、もう杉も植わっております。隣接地の農地に影響はないので、非農地証明の発行は問題無いと思ひます。</p> <p>問題は31番なんです、これが建設されたときの書類等が旧合併前の前津江村の頃のこととして、書類等がありませんので、いつ建築されたかどうとか、はっきりしておりませんが、20年以上は経っているということと、非農地証明の発行について、私も不安でしたので、地元の農業委員である石井会長と相談をしまして、やむを得ませんから、今回のこの件につきましては、非農地証明発行してもいいんじゃないかということで、提案をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて32番・34番を日田・五和地区の末武委員、お願ひします。</p>

<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい。末武です。 農地転用許可申請のとおり、住宅並びに建物が建っており問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 最後に、33番、高瀬地区の野村委員、よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (野村常雄)</p>	<p>高瀬地区の野村です。 現地確認しまして、目的どおり宅地になっております。問題無いと思います。 ただ、年数が、もうこんなに経つまで、そのままに、ほったらかして、っていうのがどうかな、という疑問に思っております。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 事務局からの説明は以上になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。 この6件につきまして、何かございますか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>

<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。ちょっと事務局の方にお尋ねしたいんですけど、何番ということはないです。例えば33番ですね。「農地法の許可を受けて転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失した許可書を紛失したため申請する」ということなんですけど、転用許可を受けて、造成とか出来るんですよ。田んぼから宅地に。そして、その時に、転用許可書では地目は変わらない、と思います。田んぼを宅地にしますね。5条とかで、その後、宅地になった段階で、現況証明を農業委員会からもらって、さらに、法務局に届け出をして地目は変わると思うんですよ。ですから、ここに書いてるのが「許可書を失くしたので」と言ってるけど、その許可書では、地目は変わらないんじゃないかなと思いますが、その辺りの点が説明出来ましたら、お願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>転用でですね、4条許可でも5条許可でもいいんですけども、今、農地である田んぼから宅地に転用許可をいただきたい、というところで転用許可をいただいて宅地にするということで、現地が出来上がったら、所有権なり、地目なりを同時に変えるのが、通常だと思います。ただ、そこで所有権だけを移転して、地目を変え忘れた、ということだと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。まあまた、司法書士さんに聞いてってください。 私の経験では、そういうことじゃないかなと思いますけどね。許可書で出来るんです。転用許可というかね、所有権移転も法務局で出来ます。そして、造成も出来るんです。出来るんですけど、その後、農地を宅地やらにする場合は、さらに、宅地にした後の現況証明をいただいて、2回登記をせんと、地目は変わらないんじゃないかなと思っておりますので、その辺りのところが間違いなければ、それで結構です。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。解りました。 確認させていただきます。 ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 他に何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。それではですね、第6号議案 現況証明書（非農地証明書）の発行について、何も無ければですね、発行いたしたいと思います。 よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして17頁です。 議案第7号 7月調査委員の選任についてです。 私からのご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長</p>	

(石井照久)

それでは、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。

それでは指名させていただきます。

6番 川良澄子委員、8番 湯浅正徳委員、19番 河津裕治委員の3名の方をお願いしたいと思います。

それでは、報告に移りたいと思います。

(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 8 月 8 日

議 長 会 長

署 名 委 員 9 番

署 名 委 員 10 番